



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（総務私学課）…………… 1
- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 4
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（福祉政策課）…………… 5
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（青少年・子ども家庭課）…………… 5
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課）…………… 6
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（健康長寿課）…………… 10
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（建築指導課）…………… 11

告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・暮らし安全課）…………… 15
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課）…………… 16

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・暮らし安全課）…………… 17
- 家畜商講習会の開催（畜産課）…………… 17
- 特定調達契約に係る落札者の決定（ものづくり振興課）…………… 18
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 18

教育委員会事項

- 沖縄県立離島児童生徒支援センター嘱託員設置規程…………… 18

規 則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第71号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 条例第14条第2項に規定する本人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを示す書類で実施機関の規則等で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 法定代理人が開示請求をするとき 戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）及び法定代理人自身であることを証明するために必要な書類

(2) 本人の委任による代理人が保有特定個人情報の開示請求をするとき 本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書並びに本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類

第5条第4項中「前項に規定する法定代理人」を「前項第1号の法定代理人自身であること又は同項第2

号の本人の委任による代理人」に改め、同条第5項中「法定代理人が」を「保有個人情報に係る本人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。）が」に、「法定代理人自身」を「代理人自身」に改め、同条第6項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第11条第3項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第1号様式中

(1)基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	を
	<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 住所・居所	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	
	<input type="checkbox"/> その他 ()				

(1)基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 性別	に改める。
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 住所・居所	<input type="checkbox"/> 電話番号	
	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> その他 ()			

第2号様式中「保有個人情報開示請求書」を「 (表) 」に、「法定代理人記入欄」を「代理人記入欄」に、

3 本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
---------	---

を

3 代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報の請求の場合に限る。）
----------	---

に改め、同様式中注5を注6とし、注4の次に次のように加える。

5 開示請求をする者が当該開示請求に係る保有特定個人情報の本人の委任による代理人である場合は、本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書並びに代理人自身であることを証明するために必要な書類として、注1又は注3の書類の提出が必要です。

第2号様式中

「<職員記入欄>下の欄は、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()

を

「 (裏)

<職員記入欄>下の欄は、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()
本人の委任による代理人の確認	<input type="checkbox"/> 委任状・印鑑登録証明書

に改める。

第14号様式中「保有個人情報訂正請求書」を「 (表) 」に、「法定代理人記入欄」を「保有特定個人情報訂正請求書」

を「代理人記入欄」に、

3 本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
---------	---

を

3 代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報の請求の場合に限る。）
----------	---

に改め、同様式中注5の次に次のように加える。

6 訂正請求をする者が当該訂正請求に係る保有特定個人情報の本人の委任による代理人である場合は、本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書並びに代理人自身であることを証明するために必要な書類として、注2又は注4の書類の提出が必要です。

第14号様式中

「<職員記入欄>下の欄は、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他（ ）

を

「 (裏)

<職員記入欄>下の欄は、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他（ ）
本人の委任による代理人の確認	<input type="checkbox"/> 委任状・印鑑登録証明書

に改める。

第21号様式中「保有個人情報利用停止請求書」を「 (裏) 保有個人情報利用停止請求書」に改め、同様式中「第37条」の次に「（保有特定個人情報の利用停止請求については、条例第37条の2）」を加え、同様式中「法定代理人記入欄」を「代理人記入欄」に、

3 本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
---------	---

を

3 代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報の請求の場合に限る。）
----------	---

に改める。

第21号様式中注4の次に次のように加える。

5 利用停止請求をする者が当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人の委任による代理人である場合は、本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書並びに代理人自身であることを証明するために必要な書類として、注1又は注3の書類の提出が必要です。

第21号様式中

「<職員記入欄>下の欄は、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()

を「 (裏)

<職員記入欄>下の欄は、記入しないでください。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()
本人の委任による代理人の確認	<input type="checkbox"/> 委任状・印鑑登録証明書

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、なおこれを使用することができる。

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第72号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	<table border="1"> <tr> <td>県営住宅管理人</td> <td>月額 管理戸数に90円を乗じた額</td> </tr> </table>	県営住宅管理人	月額 管理戸数に90円を乗じた額	を
県営住宅管理人	月額 管理戸数に90円を乗じた額			

県営住宅管理人	月額 管理戸数に90円を乗じた額	に改める。	
沖縄県立離島児童生徒支援センター	施設管理嘱託員		日額 8,100
	生活指導嘱託員		日額8,100。ただし、夜間勤務の場合は、1回につき9,200

附 則

この規則は、平成28年1月4日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第73号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和58年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中

フリガナ 氏 名

を

フリガナ 氏 名	個人番号

に改める。

第12号様式中

氏 名

を

氏 名	個人番号

に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第74号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和47年沖縄県規則第28号）の一部を次のように改正する。

「 生 年 月 日 」	「 年 月 日生 」	「 生 年 月 日 」	「 年 月 日生（歳） 」
-------------	------------	-------------	---------------

第1号様式中

住 所	
本 籍	

修学・就業
又は就職先
の名称

--

を

生年月日	年 月 日生
個人番号	
住 所	
本 籍	

生年月日	年 月 日生(歳)
修学・就業 又は就職先 の名称	

に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第75号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年沖縄県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6号様式(3)中

を	「	イ 語音による検査	語音明瞭度	右	%
				左	%
を	「	イ 語音による検査	語音明瞭度	右	%
				左	%
に、	「	(5)身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況		有 ・ 無	
		(注) 2級と診断する場合、記載すること。			

〔記入上の注意〕

- (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格におけるオーディオメータで測定すること。
 d B値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、
 $\frac{a + 2b + c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

〔記入上の注意〕

- (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格におけるオーディオメータで測定すること。

(聴覚障害に係る身体障害者手帳を所持していない者に対し、2級の診断をする場合には、聴性脳幹反応検査等の他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査を実施すること。)
 d B 値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれ a、b、c とした場合、 $\frac{a + 2b + c}{4}$ の算式により算定し、a、b、c のうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該 d B 値を105 dB として当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

に改める。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第11条関係）

身体障害者手帳居住地・氏名等変更届

年 月 日

沖縄県知事 殿

(届出者) 氏名 印
個人番号
 (15歳未満の児童の場合)
保護者氏名 印
児童との続柄

身体障害者手帳記載内容

手 帳 番 号	第	号	交付年月日	年 月 日 交付
障 害 名			等 級	種 級

私は、 年 月 日下記のとおり〔居住地・氏名・その他〕を変更しましたので届けます。

記

<本人に関する欄>

新 居 住 地			
旧 居 住 地			
ふ り が な			
新 氏 名			
旧 氏 名			
(正) 生年月日	大正	・ 昭和	・ 平成 年 月 日
(誤) 生年月日	大正	・ 昭和	・ 平成 年 月 日

<保護者に関する欄>

新保護者居住地			
旧保護者居住地			
ふ り が な			
新保護者氏名	児童との続柄		
旧保護者氏名	児童との続柄		

年 月 日

身体障害者手帳及び指導台帳記載済
福祉事務所長
町村長

印

沖縄県知事 殿 福祉事務所長 町村長 上記のとおり、身体障害者手帳居住地・氏名等変更届を受理したので進達します。	第 年 月 日 印
---	------------------

(注) 1 15歳未満の児童の場合には、児童の氏名及び個人番号等を記入するとともに、保護者の氏名及び続柄も記入すること。保護者の個人番号については、記入する必要がないこと。

2 [居住地・氏名・その他] 欄については、該当する項目を○で囲むこと。

第11号様式を次のように改める。

第11号様式 (第12条関係)

身体障害者手帳再交付申請書						年 月 日
沖縄県知事 殿						
申請者 (15歳以上の場合)						
ふりがな				電話番号		
氏 名	印					
個人番号						
居 住 地						
生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日生	性別	男・女
申請者 (15歳未満の児童の場合)						
保 護 者	ふりがな				児童との続柄	
	氏 名	印				
	居 住 地					
	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日生	電話番号
児 童	ふりがな					
	氏 名					
	個人番号					
	居 住 地					
	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日生	性別
私は、次のとおり		紛失のため 破損し使用に堪えないため 障害程度変更のため 障害名追加のため その他()			関係書類を添えて再交付を申請します。	
						[<input type="checkbox"/> 別冊 <input type="checkbox"/> カバー]
旧手帳番号	第 号		交付年月日	年 月 日交付		
障 害 名					等級	種 級

- (注) 1 身体障害のある15歳未満の児童については、保護者が代って申請することになっています。この場合には、児童の氏名、個人番号、居住地及び生年月日を「申請者（15歳未満の児童の場合）」欄内に記入することとし、保護者の個人番号は、記入する必要がないこと。
- 2 氏名欄については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
- 3 理由欄については、該当する項目を○で囲むこと。
- 4 身体障害者手帳の再交付と合わせて別冊又はカバーの再交付を希望する場合には、□に✓を入れて選択すること。

第12号様式中

身体障害者手帳返還届

年 月 日

沖縄県知事 殿

(届出者) 氏 名 _____ 印 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____
 本人との続柄 _____

下記の理由により、身体障害者手帳を返還いたします。

記

①本人の死亡による (死亡年月日: _____ 年 月 日)
 ②障害程度の軽減による
 ③自主返還による
 ④手帳の複数所持による
 ⑤返還命令による
 ⑥手帳の破損等による再交付による
 ⑦その他 (_____)
 ※該当する番号を○で囲むこと。

[返還する手帳の番号 _____ 第 _____ 号
 交付年月日 _____ 年 月 日交付]

(返還者) 氏 名 _____
 居住地 _____
 手帳番号 _____ 第 _____ 号
 手帳交付年月日 _____ 年 月 日交付
 障害名 _____

を

身体障害者手帳返還届

年 月 日

沖縄県知事 殿

(届出者) ふりがな 氏 名 _____ 印 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____
 本人との続柄 _____

下記の理由により、身体障害者手帳を返還いたします。

記

1 本人の死亡による [死亡年月日: _____ 年 月 日]
 2 自主返還又は返還命令を受けての返還による
 3 再交付による [返還する手帳の交付 (再交付) 年月日: _____ 年 月 日]
 4 その他 (_____)
 ※該当する番号を○で囲むこと。

(返還者) ふりがな 氏 名 _____
 居住地 _____
 手帳番号 _____ 第 _____ 号

手帳交付年月日	年	月	日	交付
障害名				

に、

「 _____ 」

※身体障害者手帳の添付がない場合は、紛失理由書を添付してください。
を

「 _____ 」

(注) 1 身体障害者手帳の添付がない場合は、紛失理由書を添付すること。
2 再交付による場合には、返還する手帳の最終の交付年月日を記載すること。
に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第6号様式(3)の改正規定は、公布の日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第76号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成6年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13号様式中

申請者 (精神障害者 本人)	フリガナ 氏 名	印	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日	を
	住 所	電話 ()			

申請者 (精神障害者 本人)	フリガナ 氏 名	印	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日	に				
	住 所	電話 ()							
	個 人 番 号								

改める。

第16号様式（その1）から第16号様式（その3）までの規定中

「3 旧様式（写真貼付無し）から新様式（写真貼付有り）へ変更するための再交付の申請）
申請者（障害者本人）
氏名 印 を
住所
現行の手帳番号 」

「3 旧様式（写真貼付無し）から新様式（写真貼付有り）へ変更するための再交付の申請）
申請者（障害者本人）
氏名 印 に改める。
住所
個人番号
現行の手帳番号 」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第77号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(耐震診断の結果の報告書に添付する書類)

第2条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の耐震診断の結果が法第12条第1項に規定する技術指針事項に適合していることを次に掲げる機関（以下「評価機関」という。）が証する書類（以下「耐震診断評価書」という。）の写し
ア 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会耐震判定委員会
イ 一般社団法人沖縄県建築士事務所協会
ウ 特定非営利活動法人沖縄県建築設計サポートセンター
- (2) 省令第33条第1項の表に掲げる図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図（以下「各階平面図等」という。）
- (3) 床面積求積図（床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示したものをいう。以下同じ。）
- (4) 耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類（以下「資格者等証明書」という。）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(耐震改修の計画の認定の申請書に添付する書類)

第3条 省令第28条第2項の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを評価機関が証する書類（以下「耐震改修計画評価書」という。）の写し
- (2) 省令第28条第1項の表の（い）項に掲げる図書
- (3) 床面積求積図
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする場合には、省令第28条第11項の規定により同条第2項に掲げる構造計算書を添付することを要しない。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付する書類)

第4条 省令第33条第1項の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、同項第2号の国土交通大臣が定める書類を提出する場合にあっては、第2号及び第4号に掲げる書類の提出を要しない。

- (1) 現況調査報告書（様式第1号）
 - (2) 申請に係る建築物が法第5条第3項第1号の耐震関係規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合していることを評価機関が証する書類の写し
 - (3) 床面積求積図
 - (4) 資格者等証明書
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 省令第33条第2項第1号の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 耐震診断評価書又は耐震改修計画評価書の写し
 - (2) 現況調査報告書（様式第1号）
 - (3) 各階平面図等及び床面積求積図
 - (4) 申請に係る建築物が既に耐震改修を行ったものである場合は、建築物の耐震改修工事の施工状況報告書（様式第2号）
 - (5) 資格者等証明書
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 3 省令第33条第2項第2号の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 現況調査報告書（様式第1号）
 - (2) 各階平面図等及び床面積求積図
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 4 省令第33条第2項第2号の国土交通大臣が定める書類を添付できない場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証及び同項の規定により建築主事の確認を受けた申請書並びに当該建築物の施工状況が当該申請書の内容と相違ないことを調査した報告書を添付することによりこれに代えることができる。
- 5 法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする場合には、省令第33条第3項の規定により同条第2項第1号に掲げる構造計算書を添付することを要しない。
- （区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付する書類）
- 第5条** 省令第37条第1項第3号の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 耐震診断評価書
 - (2) 各階平面図等及び床面積求積図
 - (3) 資格者等証明書
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 法第25条第1項の規定による認定の申請をしようとする場合には、省令第37条第2項の規定により同条第1項第2号に掲げる構造計算書を添付することを要しない。
- （審査の方法）
- 第6条** 第2条第1号、第3条第1項第1号又は第4条第1項第2号に規定する事項を証するために評価機関が行う審査の方法については、別に定める。
- 附 則**
- （施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に耐震診断を完了している建築物で、耐震診断評価書の交付を受けていないものについては、当該建築物に係る耐震診断の結果を示す書類並びに省令第33条第1項の表に掲げる図書のうち基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図をもって第2条第1号の耐震診断評価書の写しに代えることができる。

様式第1号（第4条関係）

現況調査報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

建築物の所有者 住所
氏名 印
調査者 氏名 印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項の規定により認定申請を行う建築物の現況調査の結果を報告します。なお、この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 基本事項

建築物の名称			
建築物の所在地	沖縄県		
確認済証	交付番号	年 月 日	号
検査済証	交付番号	年 月 日	号
増改築等の履歴			
調 査 者	(級) 建築士 () 登録第 号		
	(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号		
	事務所名称		
	氏 名		
	所 在 地		
	電 話 番 号		

2 調査結果

耐震関係規定 (法第5条第3項第1号)	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適合
不適合(既存不適合)の内容	
国土交通大臣が定める基準 (法第22条第2項)	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適合
不適合(既存不適合)の内容	
耐震改修工事を実施した場合の改修計画と施工内容	<input type="checkbox"/> 耐震改修計画のとおり施工されており、耐震関係規定に適合することを確認した。 法第17条に基づく耐震改修計画の認定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
増改築等の内容	<input type="checkbox"/> 違法な増改築等が実施されていないことを確認した。
既存部分の劣化状況	<input type="checkbox"/> 著しい劣化状況は見られないことを確認した。
特記事項	

- (注) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 2 検査済証交付後の増改築等がある場合は、当該増改築等の内容を示す図書又は書面を添付してください。
 3 調査者は、申請に係る建築物を新築することとした場合において、建築士法(昭和25年法律第202号)第3条から第3条の3までの規定により当該建築物を設計することができることとされている同法第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は同条第4

項に規定する木造建築士である必要があります。

様式第2号（第4条関係）

建築物の耐震改修工事の施工状況報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

建築物の所有者 住所

氏名

印

調査者

氏名

印

次の建築物の耐震改修工事は、耐震改修計画評価書に係る耐震改修計画のとおり施工されていることを報告いたします。なお、この報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築物の名称			
建築物の所在地	沖縄県		
工事期間			
建築物の概要	用途		構造・階数
	延床面積		建築面積
	工事種別		
耐震改修計画を評価した者の名称			
評価年月日及び番号			
調査者	(級) 建築士 () 登録第 号		
	(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号		
	事務所名称		
	氏名		
	所在地		
	電話番号		
耐震改修計画作成者	(級) 建築士 () 登録第 号		
	(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号		
	事務所名称		
	氏名		
	所在地		
	電話番号		
工事監理者	(級) 建築士 () 登録第 号		
	(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号		
	事務所名称		
	氏名		

	所在地	
	電話番号	
工事施工者	建設業許可番号（ ）許可（ - ）第 号	
	事業者名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
特記事項		

- (注) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 2 工事着手前、工事中及び工事後の状況が確認できる写真等を添付してください。
 3 調査者は、申請に係る建築物を新築することとした場合において、建築士法第3条から第3条の3までの規定により当該建築物を設計することができることとされている同法第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士である必要があります。

告 示

沖縄県告示第653号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
中城村	平成28年2月3日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	吉の浦会館
北中城村	平成28年2月10日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	北中城村商工会
南風原町	平成28年2月24日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	地域交流センター南風原町立中央公民館
与那原町	平成28年2月15日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	与那原町立綱引き資料館
うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋、勝連平安名、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城	平成28年2月17日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	うるま市立勝連地区公民館
	平成28年2月18日（木曜日） 午前10時から午後3時まで	うるま市立与那城地区公民館
	平成28年2月22日（月曜日） 午前10時から午後2時まで	津堅島旅客ターミナル
南城市玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅	平成28年2月23日（火曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市中央公民館

原、字堀川、字富里、字當山、字屋嘉部、字糸数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川、佐敷字津波古、字小谷、字新里、字兼久、字佐敷、字手登根、字伊原、字屋比久、字外間、字富祖崎、字仲伊保及び字新開並びに字つきしろ	平成28年2月25日（木曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市社会福祉協議会佐敷支所
--	----------------------------------	----------------

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
中城村	平成28年2月3日（水曜日） から同年4月28日（木曜日） まで	特定計量器の取り付け てある土地又は建物その他 工作物の所在の場所
北中城村	平成28年2月10日（水曜日） から同年4月28日（木曜日） まで	
南風原町	平成28年2月24日（水曜日） から同年4月28日（木曜日） まで	
与那原町	平成28年2月15日（月曜日） から同年4月28日（木曜日） まで	
うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋、勝連平安名、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城	平成28年2月17日（水曜日） から同年4月28日（木曜日） まで	
南城市玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、字當山、字屋嘉部、字糸数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川、佐敷字津波古、字小谷、字新里、字兼久、字佐敷、字手登根、字伊原、字屋比久、字外間、字富祖崎、字仲伊保及び字新開並びに字つきしろ	平成28年2月23日（火曜日） から同年4月28日（木曜日） まで	

沖縄県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成27年12月25日から平成28年1月13日まで一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 具志川環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	うるま市字川崎577番6から 沖縄市字登川1007番1まで	16.0m ～ 112.0m	1,443.2m

新	うるま市字川崎577番6から 沖縄市字登川1007番1まで	12.3m ~ 46.1m	1,462.5m
---	----------------------------------	---------------	----------

沖縄県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成27年12月25日から平成28年1月13日まで一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 134号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	糸満市字座波1834番2から 八重瀬町字当銘8番まで	7.8m ~ 37.0m	900.0m
新	糸満市字座波1834番1から 八重瀬町字当銘8番5まで	9.8m ~ 46.0m	900.0m

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年2月13日まで縦覧に供する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人しあわせさまさま
- 3 代表者の氏名 島尻寛雄
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県石垣市字登野城1049番地2 グリーンハイツ真映式号館1-D
- 5 定款に記載された目的 この法人は障がい者に対して、就労継続支援と自立生活支援に関する事業および喫茶事業を行い、障がいのある人もない人も共に幸せに暮らす地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成27年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 平成28年2月4日（木曜日）午前8時50分から午後5時まで及び同月5日（金曜日）午前8時50分から午後5時30分まで
 - (2) 場所 那覇地域職業訓練センター 那覇市西3丁目14番1号 電話番号098-868-0439
- 2 講習科目及び時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間

- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 3 講習の対象者 家畜の取引の業務に従事するため家畜商の免許を受けようとする者
 - 4 受講手続 受講希望者は、受講申込書に沖縄県証紙3,300円及び申込者の写真（申請前6月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）を添えて、平成28年1月15日（金曜日）までに最寄りの家畜保健衛生所に提出すること。
 - 5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 超高温液体加熱処理装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県商工労働部ものづくり振興課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成27年10月16日
- 4 落札者の名称及び所在地 有限会社フォーラムサイエンス 宜野湾市志真志三丁目8番1号
- 5 落札金額 54,432,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成27年9月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年11月21日 沖縄県指令士第1220号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安浜原274番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字与根49番地28 真喜志勉
- 5 検査済証番号 平成27年12月11日 第4260号
- 6 工事完了年月日 平成27年11月25日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会訓令第15号

教 育 庁
離島児童生徒支援センター

沖縄県立離島児童生徒支援センター嘱託員設置規程を次のように定める。

平成27年12月25日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

沖縄県立離島児童生徒支援センター嘱託員設置規程

（設置）

第1条 沖縄県立離島児童生徒支援センター（以下「センター」という。）の業務を円滑に実施するため、施設管理嘱託員及び生活指導嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

（身分）

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

第3条 施設管理嘱託員は、センターの所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業

務を行う。

- (1) 施設、設備、備品等の管理保全に関すること。
- (2) 施設内外の巡視に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、所長が指示する事項

2 生活指導嘱託員は、所長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの舎室に入舎した生徒（次号において「舎生」という。）の生活指導及び監督に関すること。
- (2) 舎生の生活相談及び健康管理に関すること。
- (3) 施設内外の巡視に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、所長が指示する事項
（委嘱及び委嘱期間）

第4条 施設管理嘱託員は、学校その他の施設の管理について、1年以上の経験を有する者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 生活指導嘱託員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）により授与された免許状を有する者
- (2) 高等学校における生活指導に関し専門的な知識及び経験を有する者

3 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

4 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁教育支援課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

（報酬等）

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

（勤務条件）

第6条 嘱託員の勤務場所は、センターとする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日及び勤務時間は所長が別に定める。

（服務）

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

（非常災害の措置）

第8条 嘱託員は、勤務中において次に掲げる事態が発生したときは直ちに臨機の処置をとり、警察署、消防署等に通知するとともに、所長等に急報して、その指揮を受けなければならない。

- (1) 施設内又はその近辺に出火その他非常事態が発生したとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、応急処置を必要とする事態が生じたとき。

（舎監日誌）

第9条 生活指導嘱託員は、舎監日誌（別記様式）に所定の事項を記載し、勤務終了後直ちに所長に提示しその確認を受けなければならない。この場合特に重要と認める事項については、口頭で説明し、確実に引き継ぐものとする。

（解嘱）

第10条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年1月4日から施行する。

別記様式 (第9条関係)

舎監日誌

年 月 日 () 曜日	職氏名 印
--------------	-------

所長	(職名)	(職名)

施設 の 管 理 状 況	
連 絡 事 項	
舎 生 の 動 向	
備 考	

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
--	--